

原型炉開発総合戦略タスクフォースの設置について（案）

令和 3 年 月 日
科学技術・学術審議会
研究計画・評価分科会
核融合科学技術委員会

科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会核融合科学技術委員会運営規則第 2 条第 1 項の規定に基づき、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会核融合科学技術委員会に原型炉開発総合戦略タスクフォースを設置する。

調査事項

- ・ 原型炉開発に向けたアクションプランの見直し及び進捗管理
- ・ 第 1 回中間チェックアンドレビューの実施に当たり委員会より指示のある特定事項
- ・ 第 2 回中間チェックアンドレビューの実施方針の精査について
- ・ 原型炉開発に向けた国内機関における取組に関する検討
 - － 原型炉設計合同特別チームの活動について
 - － 産業界、大学等との連携等による原型炉研究開発体制の強化について
- ・ アウトリーチ活動に関する検討

設置期間

タスクフォースの設置が決定した日から令和 5 年 2 月 14 日までとする。